

第5回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議
議事概要

1. 日時

令和元年9月30日(月)10時15分～10時45分

2. 場所

中央合同庁舎5号館(厚生労働省)6階共用第7会議室

3. 出席者

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣官房内閣審議官(厚生労働省子ども家庭局併任) 依田 泰
内閣府大臣官房審議官(共生社会政策担当) 三浦 健太郎
内閣府男女共同参画局長 池永 肇恵
警察庁長官官房審議官(生活安全局担当) 小田部 耕治
総務省自治財政局長 内藤 尚志
法務省民事局長 小出 邦夫
法務省刑事局長 小山 太士
法務省大臣官房審議官(国際・人権担当) 山内 由光
文部科学省総合教育政策局長 浅田 和伸
文部科学省初等中等教育局長 丸山 洋司
厚生労働省子ども家庭局長 渡辺 由美子
厚生労働省子ども家庭局総務課長 宮本 直樹
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 成松 英範
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 柴田 拓己
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 岡河 義孝
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 橋本 泰宏
厚生労働省政策統括官(総合政策担当) 伊原 和人

4. 議事概要

○挨拶

【加藤厚生労働大臣】

第5回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催に当たり、一言、申し上げる。

児童虐待については、1か月程前の鹿児島県の出水市における事案をはじめ、虐待死が後を絶たず、児童相談所への児童虐待相談対応件数も年々増えているという状況である。

政府としては、これまでも「緊急総合対策」や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」、「児童虐待防止対策の抜本的強化」などを決定し、対策を講じてきた。

先の通常国会では、親権者等による体罰の禁止や児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化等を定めた、児童福祉法等の改正法が成立し、来年4月から施行されることとなっている。施行を待つことなく、やれることはスピード感を持って取り組んでいただきたい。

また、来年度概算要求については、厚生労働省をはじめ、関係府省庁において、よく連携を図った上、必要な要求を行っているところであるが、有機的な形で児童虐待に関する予算を確保していくべく、努めていただきたい。

事案が発生してから対応するという事後的な対応になってしまっているため、直近の事

案を含め、どうしてそうなってしまったのか、どこかで止めることはできなかったのかといったことを常に考えながら、日本の未来を担う子どもへの虐待を事前に防ぐということを目指し、しっかりと皆様に取り組んでいただくよう、お願いする。この連絡会議が事務的なもので終わることなく、そういった思いを一つにすることができるよう期待し、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○児童虐待防止対策の取組状況について

【柴田厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長】

資料1をご覧ください。これまでの児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議等における決定について、取組状況や今後の対応について、関係府省庁に御協力いただき、別添のとおりとりまとめを行った。

まず、本年3月に、関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の取組状況等について、「体罰の禁止」や「児童相談所における機能分化」、「児童相談所における弁護士、医師・保健師の体制整備」等の法改正に関する項目は、本年6月に児童福祉法等の改正法が成立した。今後、施行に向けて必要な準備・周知を進めていく。

また、このほかの項目についても、それぞれ、今年度予算、来年度の概算要求、調査研究等で必要な対応を行うこととしている。

次に、本年2月に、関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化については、「児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等」や、要保護児童等の情報の取扱い等についての「新たなルールの設定」等が決定されており、児童相談所や学校で緊急の安全確認を行うなどの取組が進められている。

最後に、昨年7月に関係閣僚会議で決定された児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について説明する。緊急に実施する重点対策である「転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底」や「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」、「児童相談所と警察の情報共有の強化」等については、児童相談所運営指針の改正等の通知を発出するとともに、全国会議等の機会を通じて、関係機関に周知徹底を図る等の取組が進められている。また、児童虐待防止のための総合対策では、「児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」、「児童虐待の早期発見・早期対応」、「児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」等が決定されており、それぞれ予算、通知の発出、調査研究等により取組が進められている。

続いて、資料2-1をご覧ください。本年8月に鹿児島県出水市での4歳女児が亡くなった事案について、その概要と、現時点で課題と思われる事項、その対応策を説明する。

本事案は、鹿児島県出水市の住宅で同居していた4歳女児の頭部を殴ったとして、実母の交際相手の男性が暴行の疑いで逮捕されたという事案である。女児は8月28日に病院に搬送され、亡くなっている。死因は溺死とみられているが、暴行を受けたような痕が複数確認されている。

厚生労働省では、その後、現地に職員を派遣するなどして、児童相談所や市の対応について確認した。その結果、現時点で、本事案について、リスクの高まりを示す兆候を的確に把握し、適時適切なアセスメントが行われていなかったのではないかと、また、児童相談所は、援助方針決定後、主体的に子どもの状況を確認しておらず、また、関係自治体との間でも援助方針が十分に共有されておらず、リスクが高まった際の迅速な一時保護につながらなかったのではないかとという課題があると考えている。

このため、リスクについての適切なアセスメントの徹底、援助方針に沿った児童相談所の継続的支援と関係機関の間でのリスク情報共有の徹底について、そのルールが徹底されるよう、今月11日に、資料2-2の「児童虐待防止対策におけるルールの更なる徹底に

ついて」を通知した。さらに、本事案のようにネグレクトとして扱われている事案について、適切な状況確認と必要な支援方針の見直しが行われているかを確認するため、緊急一斉点検を実施している。なお、事案の経過等については、参考資料を付けているので、参照いただきたい。

○令和2年度予算概算要求等について

【柴田厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長】

厚生労働省においては、本年3月に関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を踏まえ、児童虐待防止対策の強化に向けて必要な取組を概算要求に盛り込んでいる。

資料3の1枚目の関連予算のポイントをご覧ください。まず、「子どもの権利擁護」については、親権者等による体罰禁止が規定された児童福祉法等の改正法の趣旨を踏まえ、国民全体で体罰によらない子育て等を推進するため、広報啓発を行うための事業を新たに計上している。

次に、「児童虐待の発生予防・早期発見」については、市町村の体制整備のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、市町村における取組の強化として、「子育て支援訪問事業」を新たに計上しており、支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品の配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を推進したいと考えている。

続いて、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」については、児童相談所において、日常的に弁護士や医師の助言を得ながら対応することができる体制を整備するため、「法的対応機能強化事業」を拡充し、弁護士の配置を促進するとともに、「医療的機能強化事業」を拡充し、医師の配置を促進するほか、こうした専門職の採用活動を行う事業の拡充を盛り込んでいる。また、一時保護所の環境改善・体制強化等に向け、「次世代育成支援対策施設整備交付金」等の拡充により、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、児童福祉施設等への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進めるとともに、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る環境整備を進めていきたいと考えている。

さらに、中核市・特別区の児童相談所の設置促進を図るため、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の研修代替職員の配置に要する費用を補助する事業の拡充を盛り込んでいる。

最後に、「社会的養育の充実・強化」として、家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組の推進や24時間の相談体制の整備など包括的な里親養育支援体制の整備、児童養護施設等の退所者による自助グループ活動への支援などを盛り込んでいる。

こうした取組により、児童虐待防止対策の強化を図ることとしており、必要な予算の確保に努めてまいります。

【池永内閣府男女共同参画局長】

内閣府が取り組むDV対策と児童虐待防止対策の連携強化に係る内容について説明する。資料4をご覧ください。昨年度、全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、114,481件であり、過去最高となっている。平成26年度以降、5年連続で10万件を超える高水準で推移するなど、依然として厳しい状況となっている。

DVと児童虐待の関連性については、かねてより指摘されているところであり、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」においても、児童虐待防止対策とDV対策との連携強化に努めるよう求められているところである。

このため、内閣府では、全国の配偶者暴力相談支援センター及びDV被害者のための民間シェルター、児童相談所等を対象として、DVと児童虐待の特性、関連性等の理解の促進を図るための官民連携による研修、調査研究事業等について約5,000万円の予算要求を行なっている。

また、民間シェルター等の基盤強化と対応力の向上を図るため、民間シェルターにおいて、DV、児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制整備等も含む先進的取組についてのパイロット事業を実施することとし、約3.2億円の予算要求を行なっている。

今年度事業においても、配偶者暴力相談支援センターの相談員向けの手引きの改訂や、児童虐待対応との連携の好事例の収集・全国展開を行なっていく。また、今年度の11月に予定している「女性に対する暴力をなくす運動」において、DV対策と児童虐待防止対策の連携の重要性を強調した広報・啓発を実施する予定である。

今後とも、関係省庁との連携を深めつつ、取組を進めてまいりたい。

【小田部警察庁長官官房審議官（生活安全局担当）】

児童虐待防止に関する警察庁における令和2年度概算要求について説明する。資料5をご覧ください。警察庁では、累次の関係閣僚会議決定や本年6月に成立した改正児童福祉法等を踏まえ、児童相談所等の関係機関との連携強化、警察の対応力強化に向けた取組を推進しているところである。その中でも、特に、被害児童の負担軽減等のために児童相談所や検察と連携して行う代表者聴取や被害児童の支援・保護に際しては、児童の心理や保護に関する高度な専門的知識を有する警察職員が児童相談所の児童福祉司等と密接に連携して対処することで、個々の被害児童の事情等に応じた適切な対応がなされるものと考えている。しかしながら、現状では、警察で被害児童の支援に中心的な役割を担う職員のうち、心理に関する専門資格を持つ者は約3割であり、有資格者に過度な負担が生じている。

このため、概算要求においては、現在、少年相談等の業務に従事している職員に公認心理師の資格取得に必要な経費を補助することにより、より高度な専門的知識、専門性の高いカウンセリング技術を身に付けさせ、支援体制の充実を図ることとしている。

【山内法務省大臣官房審議官（国際・人権担当）】

児童虐待は、その兆候を早期に認知して対応することが重要である。法務省の人権擁護機関においては、これまでも被害児童が発するSOSを見落とすことがないよう、子どもの人権SOSミニレターや、メール・電話といった多様な相談窓口を設置している。児童虐待防止対策の抜本的な強化策として、相談窓口が子どもにとって使いやすいものとなるよう、更なる改善を図ることが重要であると考えており、このことは本年3月19日の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定でも触れられている。

このため、令和2年度概算要求においては、全国の小中学生全員に配布している子どもの人権SOSミニレターの更なる利用拡大に向けた取組のための費用や、若年層を中心にコミュニケーションの手段がSNSに移行していることもあり、一部地域での試行に留まっているLINEによるSNS相談を拡大して実施する費用等を含め、相談体制の強化等に係る必要経費を要求している。

【浅田文部科学省総合教育政策局長】

文部科学省における児童虐待への対応について資料6により説明する。児童虐待への対応としては、学校、家庭、関係機関と連携して、未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童生徒への支援を行うことが必要である。学校・教育委員会に対しては、児童虐待の可能性があると察知した場合の関係機関への通告等について周知するとともに、手引き等の資料の作成や、研修の充実、関係機関の連携の場である要保護児童対策地域協議会への学校関係者の参画、専門家の活用等を進めている。また、家庭教育への支援について

も、訪問型支援の強化等に努めている。

令和2年度概算要求の主な事項について説明する。学校・教育委員会での児童虐待防止対応に関する体制を強化するために、児童虐待の対応に当たるスクールカウンセラーの配置について、引き続き、全公立小中学校に配置することに加え、そのうち、1,000校について、児童虐待対策のための重点的な配置ができるよう、必要な経費を要求している。また、福祉等の関係機関等との連携の要になるスクールソーシャルワーカーの配置については、引き続き、全中学校区に配置することに加え、そのうち、1,000校について、児童虐待対策のための重点的な配置ができるよう、必要な経費を要求している。

また、児童虐待を含めた様々な悩みを抱える児童生徒に対して、SNS等を活用した相談体制の構築事業について、引き続き30か所で実施するために必要な経費を要求している。次に、虐待やいじめのほか、学校・教育委員会での過剰な要求等の諸課題に対応するため、都道府県・指定都市教育委員会での法務の専門家であるスクールロイヤーの配置に必要な方策について、財源も含め、検討を進めている。最後に、地域人材を活用した家庭教育支援の取組において、引き続き全国1,000か所での活動を支援するとともに、その中で、虐待の未然防止、早期発見に資する活動として、これまでの活動に加えて新たに、定期的な訪問支援の実施について400か所、児童虐待に関する研修の実施について125か所、保護者向けの講座の実施について1,000か所で実施するために必要な経費を要求している。引き続き関係省庁と連携して、これらの取組を着実に進めていく。

以上